

見える情報 見えない仕組み

AI時代の消費者力を高めるために

5月は消費者月間です。デジタル化が進む現代、AI等の仕組みを正しく理解する力が不可欠とされています。本月間を通じ、デジタルに関しての知識を深め「消費者力」を高めていきましょう。

相談事例①

動画サイトの広告を見て買ったコート、届いたのは粗悪品だった!



相談事例②

スマホに表示された広告から商品を購入すると、定期購入の契約だった!



アドバイス

動画サイトやSNS、WEBページ等では、みなさんの利用状況等から自身に興味関心がありそうな広告やCMが流れることがあります。それらをきっかけに商品を購入する場合は、注文前に販売サイトの表示等をよく確認しましょう。また、「相場よりも極端に安い」等、「お得感」を強調している場合は要注意です。



消費生活に関するお困りごとは、直轄広域消費生活センターへご相談を!!

直轄広域消費生活センター ☎25-2162

直轄地域の皆さんの安全・安心な消費生活のための相談窓口です。多発している消費者トラブルの周知や出前活動等の啓発活動も行っています。消費生活に関すること、お気軽にご相談ください。

相談受付: 平日(月曜日から金曜日)

とき: 午前8時30分から午後0時15分/午後1時から5時

※研修や会議等で不在の場合がございます。お越しになる際は事前に電話にてご相談ください

ところ: 市庁舎 5階 54番窓口(商工観光課内)



▲詳細は市ホームページ

高齢者補聴器購入費助成事業が始まります

耳が聞こえにくくなると、周りの会話にうまく参加できなくなったり、コミュニケーションをとることが難しくなったりします。そうすると、人とのつながりが減る等して虚弱な状態や認知症、うつ等の原因になることがあります。聴力の機能低下がある高齢者の人が、補聴器を利用して、より積極的な社会参加ができるよう補聴器の購入に要した費用の一部を助成します。

補聴器購入費用の1/2を助成 上限 23,000円

対象

- 以下のすべての要件等を満たす人
- (1) 市内に住んでいる65歳以上
- (2) 市民税非課税世帯、均等割のみの市民税課税世帯または生活保護世帯に属する者
- (3) 両耳の聴力レベルが40デシベル以上70デシベル未満(身体障害者福祉法第15条に規定する指定医師の証明により確認)
- (4) 身体障害者手帳の非該当者
- (5) 使用前、使用後の2回のアンケート調査に回答できる人

注意事項

- ・補聴器購入前の申請が必要です
- ・1人1回限りの助成です
- ・付属品、メンテナンス料、調整料、修理費用等は対象となりません
- ・集音器等は対象となりません
- ・医師の意見書(診断書)代はご本人負担です(申請後、要件を満たしていない場合は、申請が認められないことがありますので、ご了承ください。)

【問い合わせ】健康長寿課 高齢者支援係 ☎25-2391

『直方市物価高騰生活者支援給付金』 お手続きはお済みですか?

市では、物価高騰の影響を受ける市民の生活を支援するため、令和8年1月1日に市内に住民登録している人を対象に、1人あたり10,000円の給付金を支給しています。※この給付金は、国の重点支援地方交付金を活用しています

手続き期限は **5月29日(金)** です

※期限を超過した場合、給付金の支給を受けられなくなることがありますので、お早めにお手続きください。

順次、振込を実施しています

手続き要否	振込日、振込予定日			
手続き不要の人	3月27日(金)			
お手続きが必要な人 口座を変更した人	4月3日(金)	4月10日(金)	4月17日(金)	4月24日(金)
	5月1日(金)	5月15日(金)	5月22日(金)	5月29日(金)
	6月5日(金)	6月12日(金)	6月19日(金)	6月26日(金)

ご確認ください

手続きした人から順次、振込を実施しています。(手続きから入金まで約1ヶ月程度の時間を頂いています)振込(予定)をお知らせする通知は送付しません。上記を参考の上、通帳記入等で入金をご確認ください。

※お手続きから1ヶ月以上経っても振り込みが無い人は、お問い合わせ下さい。

※振込名称は「ノカダキコウキン(ブツカウリ)」です。文字数に制限があるため、途中までしか表示されない場合があります。

※口座の解約等により振込が出来なかった場合、改めて口座登録等の届出書を送付しています。

その場合、届いた案内を確認のうえ、再度手続きを行ってください。

「ご案内」が届かない人

案内は住民票上のご住所宛に発送しています。一時的に住所地から離れている場合等、お手元にご案内が届いていない人はコールセンターまでお問い合わせください。

※本給付金は臨時事業であるため、市役所内各担当課で受理している別送等の手続きは反映されません。

DV等で避難している人

配偶者からの暴力等を理由に避難していて、事情により市内に住民登録ができていない人は、基準日(令和8年1月1日)時点の住民票の状況に関わらず、手続きにより給付金を受給出来る場合があります。

【支給要件】

・DV等により基準日(令和8年1月1日)時点で直方市に避難しているが、住民登録をしていない

・住民登録をしている自治体から、世帯主として同様の給付金を受給していない

※DV等で避難中であることを明らかにできる書類の提出等、必要な手続きがありますので、受給を希望する人は早めにコールセンターまでご相談ください。

詐欺や個人情報の搾取に注意!

都道府県・市区町村や国(の職員)等をかたる不審な電話や郵便があった場合、コールセンターや最寄りの警察署か、警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。また、都道府県・市区町村や国の機関を名乗る心当たりのないメールが送られてきた場合、メールに記載されたURLにアクセスしたり、個人情報を入力したりせず、速やかに削除してください。

【問い合わせ】直方市物価高騰生活支援給付金事務局コールセンター ☎050-1750-6859

受付時間 午前8時30分～午後5時(土日祝を除く)